

契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・
ご了解のうえお申込みください。

引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)(25) 無配当

医療保険^{エース}Aセレクト^{アップ}up引受緩和型

▶ **契約概要** → P.1

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ **注意喚起情報** → P.21

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ **「ご契約のしおり・約款」について** → P.25

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」(Web版)をご案内しています。

ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項につき被保険者となる方にも必ずご説明ください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

0120-324-386(無料)

受付時間 ▶ 月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

契約概要

この保険商品は右記の保障を希望される
お客さまにおすすめする商品です。

主な保障内容

病気・ケガの保障

ガンなど三大疾病の保障^注

注 特約を付加した場合の保障です。

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

- 病気やケガによる約款所定の入院・手術等を一生にわたり保障します。
- 特約・特則を付加することにより、退院後の通院、先進医療、ガン等の三大疾病、女性疾病等に備えることができます。



必ずご確認ください

- この保険は、健康に不安のある方も加入しやすいよう設計された医療保険のため、三井住友海上あいおい生命の他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。
 - 過去に病気やケガによる入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知等をしていただくことにより、保険料の割増しがない三井住友海上あいおい生命の他の医療保険^注にご加入いただける場合があります。
- 注 ご加入に際し、ご契約に特別な条件がつく場合があります。

2 商品（主契約）のしくみ



注 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。
一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、**払込保険料の合計額が多くなる場合があります。**

※ 具体的なお契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「申込書」や「保険設計書」等
でご確認ください。

3 主契約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点



必ずご確認ください

責任開始期^{注1注2}前に発病した病気による入院・手術等のお取扱いについて

この保険は、責任開始期前に発病した病気でも、その病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気を発病したことにより、責任開始期以後に初めて、入院・手術等の必要があると医師によって診断されたときは、給付金等のお支払事由の対象となります。

ただし、責任開始期前に、その入院・手術等が必要であると医師により診断されていたときは、給付金等のお支払事由の対象なりません。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害入院給付金 ①	責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に1日以上入院されたとき	入院5日以内 入院給付金日額の5倍 入院6日以上 入院給付金日額×入院日数 〈初期入院10日給付特則を付加した場合〉
疾病入院給付金 ①	責任開始期以後に発病した病気で、1日以上入院されたとき	入院10日以内 入院給付金日額の10倍 入院11日以上 入院給付金日額×入院日数
手術給付金 ②	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかの手術を受けられたとき ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ・ 約款所定の先進医療に該当する手術	1回につき 入院中の手術 〈手術Ⅰ型〉 入院給付金日額の10倍 〈手術Ⅱ型〉 入院給付金日額の20倍 外来での手術 〈手術Ⅰ・Ⅱ型〉 入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金 ③	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ・ 約款所定の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	1回につき 入院給付金日額の10倍
集中治療給付金 ④	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に約款所定の 集中治療室管理 を受けられたとき	1回につき 入院給付金日額の20倍

①災害入院給付金・疾病入院給付金

■災害入院給付金と疾病入院給付金のそれぞれにおいて、入院の原因を問わず、お支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。
ただし、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

■災害入院給付金・疾病入院給付金の支払限度日数は、支払限度の型により次のとおりとなります。

支払限度の型			30日型	60日型	120日型
支払限度日数	災害入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて（通算）	1,095日		
	疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて（通算）	1,095日		
	〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉		1回の入院・通算ともに無制限		
	八大疾病 ^注 で入院されたとき				

■災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、その重複した期間に対しては、次の順位にしたがい、いずれかの入院給付金をお支払いします。

1 災害入院給付金 2 疾病入院給付金

〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉

1 八大疾病^注による疾病入院給付金 2 災害入院給付金 3 八大疾病^注以外の疾病による疾病入院給付金

注 八大疾病とは、約款別表に記載された次の病気です。

がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、脾疾患

■睡眠時無呼吸またはその疑いによる入院（その診断または検査のための入院を含む）をされた場合で、睡眠時無呼吸と診断されなかったときは、疾病入院給付金を**お支払いできません**。

②手術給付金

■手術給付金の型は、手術Ⅰ型または手術Ⅱ型から選択いただけます。

■公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の手術は手術給付金の**お支払対象外**です。

- ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術
- ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ・鼻腔粘膜および下甲介粘膜の焼灼術（レーザー等による焼灼術を含む）または高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

■同一の日に複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

■医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、手術給付金を**お支払いできません**。

■医科診療報酬点数表において、「手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術」を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

③放射線治療給付金

■同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。

■放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を**お支払いできません**。

■血液照射（輸血用血液に対する放射線照射）は放射線治療給付金の**お支払対象外**です。

④集中治療給付金

■**集中治療室管理**とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、次のいずれかの算定対象となる診療行為のことをいいます。

- ・救命救急入院料
- ・特定集中治療室管理料
- ・小児特定集中治療室管理料
- ・新生児特定集中治療室管理料
- ・総合周産期特定集中治療室管理料

■集中治療室管理に該当しない場合、集中治療給付金の**お支払対象外**です。

〈例〉・ハイケアユニット入院医療管理 ・日本国外での集中治療室管理 等

■集中治療給付金のお支払いは、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。

死亡された場合のお支払いについて

〈死亡保障特則を付加しない場合〉

死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※ **ただし、保険料払込期間中に死亡された場合、死亡時返戻金のお支払いはありません。**

〈死亡保障特則を付加した場合〉

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	入院給付金日額×給付倍率 ^注

注 給付倍率は、三井住友海上あいおい生命所定の範囲内でご契約者がご契約時に指定します。

※ **本特則を付加されている場合、死亡時返戻金のお支払いはありません。**

保険料の払込免除について

■次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

- ・責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
- ・責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき

※ 責任開始期^{注1注2}前の病気やケガを原因とする場合は保険料の払込免除の対象となりません。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

■保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。



必ずご確認ください

責任開始期^{注1注2}前に発病した病気による入院・手術等のお取扱いについて

各特約^{注3}は、責任開始期前に発病した病気でも、その病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気を発病したことにより、責任開始期以後に初めて、入院・手術等の必要があると医師によって診断されたときは、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由の対象となります。

ただし、責任開始期前に、その入院・手術等が必要であると医師により診断されていたときは、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由の対象となりません。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といいます。

注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

注3 該当する特約

●引受基準緩和型先進医療特約（無解約返戻金型）	●引受基準緩和型入院一時給付特約（無解約返戻金型）
●引受基準緩和型三大疾病一時給付特約（無解約返戻金型）（25） ※ 対象となる病気は心疾患、脳血管疾患に限ります。	●引受基準緩和型女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（25）
●引受基準緩和型通院給付特約（無解約返戻金型）	●引受基準緩和型保険料払込免除特約 ※ 対象となる病気は心疾患、脳血管疾患に限ります。



下記の特約のガンに関する保障については除きます。

詳細は、この書面の「**5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について**」をご覧ください。

- 引受基準緩和型三大疾病一時給付特約（無解約返戻金型）（25） ●引受基準緩和型ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（25）
- 引受基準緩和型ガン特定診療特約（無解約返戻金型）（25） ●引受基準緩和型保険料払込免除特約

引受基準緩和型先進医療特約（無解約返戻金型） 保険期間：終身 保険料払込期間：主契約と同一

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
先進医療給付金	責任開始期以後に発生した病気やケガで約款所定の 先進医療 による療養を受けられたとき	・先進医療にかかわる技術料 ・約款所定の交通費・宿泊費 （1泊につき1万円を限度）

■先進医療給付金のお支払いは、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

■**先進医療**とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※ 先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金の**お支払対象外となります**。

引受基準緩和型入院一時給付特約（無解約返戻金型）

保険期間：終身 保険料払込期間：主契約と同一

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院一時給付金額

- 入院一時給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のそれぞれにおいて、入院の原因を問わず、お支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。
ただし、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 主契約の災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、入院一時給付金は重複してお支払いできません。

各お支払事由に該当されたときに、ガン診断給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。

〈ガン診断給付金〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	初回 ガン給付責任開始期^注以後にガンと診断確定されたとき ただし、責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。）の属する日の5年前の応当日からガン給付責任開始期の前日までに、ガンと診断確定されていない場合に限りません。	三大疾病一時給付金額
	2回目以降 直前のガン診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、次の（1）～（4）のいずれかに該当されたとき （1）次のいずれかのガンと診断確定されたとき（ただし、そのガンについて初めて診断確定されたときに限る） ・既に診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態になった後、再発したもの ・既に診断確定されたガンが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなす）に転移したもの（ただし、当該転移の以前においてその臓器に既にガンが生じていた場合を除く） ・既に診断確定されたガンとは関係なく、新たに生じたガン （2）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンの治療を目的として、1日以上入院されたとき （3）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンの治療を目的として、次のいずれかの通院をされたとき （ア）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術を伴う通院 （イ）医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を伴う通院 （ウ）医科診療報酬点数表または公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表により、約款所定の特定抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される約款所定の特定抗ガン剤治療を伴う通院 （エ）ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の特定抗ガン剤（ただし、厚生労働大臣による製品販売の承認時に、診断確定されたガンの治療に対する効能または効果が認められたものに限り）を用いた約款所定の特定抗ガン剤治療を伴う通院（ただし、（ウ）（オ）（カ）のいずれかに該当する場合を除く） （オ）約款所定の先進医療による療養を伴う通院 （カ）約款所定の患者申出療養による療養を伴う通院 （4）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンによるガン性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの療養（緩和ケア）を受けられたとき ・医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、薬剤料または処方せん料が算定される約款所定の疼痛緩和薬による療養、または神経ブロック料が算定される約款所定の神経ブロックによる療養 ・約款所定の在宅医療による療養	

注 この書面の「**⑤ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について**」をご覧ください。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院についてはガン診断給付金の**お支払対象外**です。

- ・検査や経過観察のための通院
- ・美容上の処置による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ・ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■特定抗ガン剤治療、特定抗ガン剤とは、次のとおりです。

特定抗ガン剤治療	下記の特定抗ガン剤を投与することにより、ガンを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。 (ただし、ホルモン療法は含みません。)
特定抗ガン剤	抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

■先進医療、患者申出療養とは、次のとおりです。（詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。）

先進医療	約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
患者申出療養	約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、施設基準に適合し、当該療養を適切に実施できるものとして個別に認められた医療機関にて行われるものに限りま

※ 先進医療・患者申出療養に該当する医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療・患者申出療養に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた時点で先進医療・患者申出療養に該当しない場合、ガン診断給付金の**お支払対象外となります**。

■疼痛緩和薬、神経ブロックおよび在宅医療とは、次のとおりです。

疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物）のことをいいます。（ただし、手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品を除く）
神経ブロック	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用）または神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法使用またはパルス高周波法使用）のことをいいます。（ただし、手術時等の麻酔導入に伴って実施された場合を除く）
在宅医療	医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。 ※ 医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除く）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。在宅患者診療・指導料は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。 ※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は お支払いできません 。

■ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして、ガン診断給付金をお支払いします。

■直前のガン診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金をお支払いします。

■同一の日にガン診断給付金のお支払事由に2回以上該当された場合、そのうちいずれか1つのお支払事由についてのみガン診断給付金をお支払いし、重複して**お支払いしません**。

〈心疾患一時給付金〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
心疾患一時給付金	責任開始期以後に発病した心疾患 [※] で、次のいずれかに該当されたとき（ただし、直前の心疾患一時給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年以内に該当されたときを除く） ・心疾患の治療を目的として、1日以上入院されたとき ・心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき	三大疾病一時給付金額

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

- 心疾患以外の病気やケガによる入院中に心疾患の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその心疾患の治療を目的として入院したものとみなして、心疾患一時給付金をお支払いします。
- 直前の心疾患一時給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に心疾患により継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなして、心疾患一時給付金をお支払いします。
- 同一の日に心疾患一時給付金のお支払事由に2回以上該当された場合、そのうちいずれか1つのお支払事由についてのみ心疾患一時給付金をお支払いし、重複してお支払いしません。
- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、「手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術」を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ心疾患一時給付金をお支払いします。

〈脳血管疾患一時給付金〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
脳血管疾患一時給付金	責任開始期以後に発病した脳血管疾患で、次のいずれかに該当されたとき（ただし、直前の脳血管疾患一時給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年以内に該当されたときを除く） ・脳血管疾患の治療を目的として、1日以上入院されたとき ・脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき	三大疾病一時給付金額

- 脳血管疾患以外の病気やケガによる入院中に脳血管疾患の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
- 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に脳血管疾患により継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなして脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
- 同一の日に脳血管疾患一時給付金のお支払事由に2回以上該当された場合、そのうちいずれか1つのお支払事由についてのみ脳血管疾患一時給付金をお支払いし、重複してお支払いしません。
- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、「手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術」を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ脳血管疾患一時給付金をお支払いします。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	初回 ガン給付責任開始期^注以後にガンと診断確定されたとき ただし、責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。）の属する日の5年前の応当日からガン給付責任開始期の前日までに、ガンと診断確定されていない場合に限りです。	ガン診断給付金額
	2回目以降 直前のガン診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、次の（1）～（4）のいずれかに該当されたとき （1）次のいずれかのガンと診断確定されたとき（ただし、そのガンについて初めて診断確定されたときに限る） ・既に診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態になった後、再発したもの ・既に診断確定されたガンが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなす）に転移したもの（ただし、当該転移の以前においてその臓器に既にガンが生じていた場合を除く） ・既に診断確定されたガンとは関係なく、新たに生じたガン （2）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンの治療を目的として、1日以上入院されたとき （3）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンの治療を目的として、次のいずれかの通院をされたとき （ア）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術を伴う通院 （イ）医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を伴う通院 （ウ）医科診療報酬点数表または公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表により、約款所定の特定抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される約款所定の特定抗ガン剤治療を伴う通院 （エ）ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の特定抗ガン剤（ただし、厚生労働大臣による製品販売の承認時に、診断確定されたガンの治療に対する効能または効果が認められたものに限る）を用いた約款所定の特定抗ガン剤治療を伴う通院（ただし、（ウ）（オ）（カ）のいずれかに該当する場合を除く） （オ）約款所定の先進医療による療養を伴う通院 （カ）約款所定の患者申出療養による療養を伴う通院 （4）ガン給付責任開始期^注以後に診断確定されたガンによるガン性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの療養（緩和ケア）を受けられたとき ・医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、薬剤料または処方せん料が算定される約款所定の疼痛緩和薬による療養、または神経ブロック料が算定される約款所定の神経ブロックによる療養 ・約款所定の在宅医療による療養	

注 この書面の「**Ⅴガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について**」をご覧ください。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院についてはガン診断給付金の**お支払対象外**です。

- ・検査や経過観察のための通院
- ・美容上の処置による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ・ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■特定抗ガン剤治療、特定抗ガン剤とは、次のとおりです。

特定抗ガン剤治療	下記の特定抗ガン剤を投与することにより、ガンを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。 (ただし、ホルモン療法は含みません。)
特定抗ガン剤	抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

■先進医療、患者申出療養とは、次のとおりです。（詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。）

先進医療	約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
患者申出療養	約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、施設基準に適合し、当該療養を適切に実施できるものとして個別に認められた医療機関にて行われるものに限りします。

※ 先進医療・患者申出療養に該当する医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療・患者申出療養に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた時点で先進医療・患者申出療養に該当しない場合、ガン診断給付金の**お支払対象外となります**。

■疼痛緩和薬、神経ブロックおよび在宅医療とは、次のとおりです。

疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物）のことをいいます。（ただし、手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品を除く）
神経ブロック	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用）または神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法使用またはパルス高周波法使用）のことをいいます。（ただし、手術時等の麻酔導入に伴って実施された場合を除く）
在宅医療	医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。 ※ 医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除く）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。在宅患者診療・指導料は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。 ※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は お支払いできません 。

■ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして、ガン診断給付金をお支払いします。

■直前のガン診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金をお支払いします。

■同一の日にガン診断給付金のお支払事由に2回以上該当された場合、そのうちいずれか1つのお支払事由についてのみガン診断給付金をお支払いし、重複して**お支払いしません**。

本特約には、ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加することができます。

ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合、ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合に記載のとおりにお取り扱いが変更となりますので、ご確認ください。

※ ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加しない場合・付加した場合のガン特定診療給付金のお支払対象については、

「ガン遺伝子パネル検査に関する特則の付加の有無によるガン特定診療給付金のお支払対象」をご参照ください。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン特定診療給付金	次の（１）（２）のいずれかに該当されたとき	
	（１）次の①②のすべてに該当する約款所定の自費診療による約款所定の療養を受けられたとき ①ガン給付責任開始期^{注1}以後に診断確定されたガンの治療を目的とした入院または通院による療養 ②次のいずれかを満たす療養 ・約款所定の評価療養による療養 ・約款所定の患者申出療養による療養 ・約款所定の特定病院における約款所定の自由診療による療養	自費診療による療養にかかわる費用の額 ①
	（２）ガン給付責任開始期^{注1}以後に診断確定されたガンに関する約款所定のセカンドオピニオンを、約款所定の特定病院で受けられたとき	セカンドオピニオンにかかわる費用の額 ②
	<u>ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合</u> 上記の（１）（２）、または次の（３）のいずれかに該当されたとき （３）ガン給付責任開始期^{注1}以後に診断確定されたガンについて、医師によって約款所定の抗悪性腫瘍薬の投与が必要と診断され、そのガンの治療のための適切な薬剤を選択することを目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、検体検査実施料の算定対象として列挙されているがんゲノムプロファイリング検査を受けられたとき（ただし、受検したがんゲノムプロファイリング検査が自費診療の場合を除く）	がんゲノムプロファイリング検査にかかわる費用の額 ③

※ お支払いできる場合（お支払事由）の（１）～（３）は、責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。）の属する日の5年前の応当日からガン給付責任開始期の前日までに、ガンと診断確定されていない場合に限りです。

注1 この書面の「Ⅴ ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

■ガン特定診療給付金のお支払いは、本特約の更新前後を含めた保険期間を通じて1億円を限度とします。

■**療養**とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。**ただし、次の療養は除きます。**

- ・先進医療
- ・ガンの手術により失われた身体の形態または機能を改善することを目的とする形成再建手術
- ・自由診療として受検した**ガン遺伝子パネル検査**

ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合

本特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンについて、医師によって約款所定の抗悪性腫瘍薬の投与が必要と診断され、そのガンの治療のための適切な薬剤を選択することを目的として、がんゲノム医療中核拠点病院等^{注2}において、自由診療として受検した**ガン遺伝子パネル検査**は**お支払いの対象となります。**

注2 約款所定の特定病院のうち、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院（エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院を含む）をいいます。

■自費診療、評価療養、患者申出療養、自由診療とは、次のとおりです。

自費診療	約款別表の法律にもとづく公的医療保険制度の給付対象とならない療養をいいます。
評価療養	約款別表の法律に定められる評価療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関にて行われるもの、または厚生労働大臣が定める条件および期間の範囲内で医療機関にて行われるものに限ります。 ※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
患者申出療養	約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、施設基準に適合し、当該療養を適切に実施できるものとして個別に認められた医療機関にて行われるものに限ります。 ※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
自由診療	自費診療のうち、評価療養、患者申出療養、選定療養 ^{注3} のいずれにも該当しない療養をいいます。 注3 約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める選定療養をいいます。

■**特定病院**とは、ガン特定診療給付金のお支払事由に該当された時点において、次のいずれかに該当する病院等をいいます。

- ・厚生労働大臣によって指定された次のいずれかの病院
- ・がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院をいい、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含む）
- ・特定領域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん中央機関
- ・小児がん拠点病院 ・がんゲノム医療中核拠点病院 ・がんゲノム医療拠点病院
- ・がんゲノム医療連携病院（エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院を含む）
- ・医療法に定める特定機能病院、臨床研究中核病院
- ・公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設
- ・上記と同等と三井住友海上あいおい生命が認めた病院または診療所

■**セカンドオピニオン**とは、被保険者が療養を受けているガンに関する診断や治療選択などについて、担当医から診療情報提供書や意見書等が作成されたうえで、特定病院において担当医とは異なる被保険者以外の医師に相談（約款別表の法律にもとづく公的医療保険制度の給付対象となる診療行為を伴うものを除く）を行うことをいいます。

■**抗悪性腫瘍薬**とは、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）に分類される薬剤をいいます。

■**ガン遺伝子パネル検査（がんゲノムプロファイリング検査）**とは、複数の遺伝子における変異を同時に検出可能な診断薬および解析装置を使用することにより、ガンに関係する遺伝子における変異を複数同時に測定する検査をいいます。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院についてはガン特定診療給付金の**お支払対象外**です。

- ・検査や経過観察のための通院
- ・美容上の処置による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ・ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■ガン以外の原因による入院中または通院中にガンの治療を受けられた場合、その治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院または通院したものとみなして、ガン特定診療給付金をお支払いします。

■被保険者の同意の上、特定病院が認めた代理人が被保険者に代わってセカンドオピニオンを受けられた場合でも、ガン特定診療給付金のお支払事由に該当したものとみなして、代理人が受けられたセカンドオピニオンにかかわる費用の額をお支払いします。

■引受基準緩和型先進医療特約（無解約返戻金型）が付加されている場合、または被保険者が同一の他の保険契約に先進医療特約等が付加されている場合で、本特約のお支払事由に該当されたと同時に、先進医療特約等のお支払事由にも該当され、ガン特定診療給付金のお支払額と先進医療特約等の給付金のお支払額で重複して支払われる費用（交通費・宿泊費など）がある場合は、ガン特定診療給付金のお支払額から重複費用の額を控除した額をガン特定診療給付金としてお支払いします。

① 自費診療による療養にかかわる費用の額

■ 自費診療による療養にかかわる費用の額とは、次の(1)～(3)を合算した額をいいます。

- (1) 医学的に効果（腫瘍縮小効果）が認められたガンの治療を直接の目的とする自費診療による療養に要した費用（約款別表の法律に定める食事療養および生活療養に要した費用を含む）として、その療養を受けた病院等に支払うべき金額

※ ただし、下記「自費診療による療養にかかわる費用の額から除く額」に記載の費用の額を除きます。

- (2) 自費診療による療養を受ける際に要した次の交通費を合算した額

- ① 日本国内の住居から自費診療による療養を受ける病院または診療所までの交通費の額
- ② 医師が必要と認めた自費診療による療養を受ける病院または診療所への転院のための交通費の額
- ③ 自費診療による療養を受ける病院または診療所から日本国内の住居までの交通費の額

- (3) 自費診療による療養を受ける際に要した日本国内における宿泊費（1泊につき1万円を限度）の額

自費診療による療養にかかわる費用の額から除く額

- ① 約款別表に定める公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用（約款別表の法律に定められる「療養の給付」を受ける際に、被保険者が支払うべき一部負担金または入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費もしくはその他の給付を受ける際に被保険者が負担する金額等を含む）の額
- ② 食事療養に要した額から食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を控除した額
- ③ 生活療養に要した額から生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を控除した額
- ④ 約款所定の先進医療の技術にかかわる費用の額
- ⑤ 選定療養のうち特別の療養環境の提供に要した費用の額
- ⑥ 医薬品（再生医療等製品を含む）の使用に要した費用から、日本国内外の医薬品の価格の2.5倍の金額を基準とし、被保険者がガンの治療を直接の目的として使用されたその医薬品の用量に応じて計算した金額を控除した額
- ⑦ ガンの手術により失われた身体の形態または機能を改善することを目的とする形成再建手術にかかわる費用の額
- ⑧ 自由診療として受検したガン遺伝子パネル検査の実施に要した費用の額

ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合

本特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンについて、医師によって約款所定の抗悪性腫瘍薬の投与が必要と診断され、そのガンの治療のための適切な薬剤を選択することを目的として、がんゲノム医療中核拠点病院等^注において自由診療として受検したガン遺伝子パネル検査の実施に要した費用の額は、**お支払いします。**

※ 自由診療として受検したガン遺伝子パネル検査の実施に要した費用のお支払いは、本特約の保険期間を通じて1回を限度とします。

- ⑨ 一連の診療計画において、次のいずれかを実施したことにより、診療計画の一部または全部が自費診療となった場合の当該療養に要した費用の額

ア. ガンの手術により失われた身体の形態または機能を改善することを目的とする形成再建手術

イ. 自由診療として受検したガン遺伝子パネル検査

ガン遺伝子パネル検査に関する特則を付加した場合

本特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンについて、医師によって約款所定の抗悪性腫瘍薬の投与が必要と診断され、そのガンの治療のための適切な薬剤を選択することを目的として、がんゲノム医療中核拠点病院等^注において自由診療としてガン遺伝子パネル検査を受検したことにより、診療計画の一部または全部が自費診療となった場合、当該療養に要した費用の額は、**お支払いします。**

注 約款所定の特定病院のうち、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院（エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院を含む）をいいます。

②セカンドオピニオンにかかわる費用の額

■セカンドオピニオンにかかわる費用のお支払いは、本特約の保険期間を通じて1回を限度とします。

■セカンドオピニオンにかかわる費用の額とは、次の(1)～(3)を合算した額をいいます。ただし、自費診療による療養にかかわる費用の額と重複する費用がある場合は、その重複した費用の額を控除します。

- (1) 担当医とは異なる被保険者以外の医師に相談するための相談料、細胞診断料、病理組織診断料等の費用として、セカンドオピニオンを受けた特定病院に支払うべき金額（ただし、セカンドオピニオンを受けた後の検査や治療のための費用の額は除く）
 - (2) セカンドオピニオンを受ける際に要した次の交通費を合算した額
 - ① 日本国内の住居からセカンドオピニオンを受ける特定病院までの交通費の額
 - ② セカンドオピニオンを受ける特定病院から日本国内の住居までの交通費の額
 - (3) セカンドオピニオンを受ける際に要した日本国内における宿泊費（1泊につき1万円を限度）の額
- ※ 2人以上の代理人が被保険者に代わってセカンドオピニオンを受けられた場合、(2)および(3)については代表者1人分の額をお支払いします。

③がんゲノムプロファイリング検査にかかわる費用の額

がんゲノムプロファイリング検査にかかわる費用の額とは、次の(1)～(3)を合算した額をいいます。ただし、自費診療による療養にかかわる費用の額およびセカンドオピニオンにかかわる費用の額と重複する費用がある場合は、その重複した費用の額を控除します。

- (1) 15万円
- (2) がんゲノムプロファイリング検査を受検する際に要した次の交通費を合算した額
 - ① 日本国内の住居からがんゲノムプロファイリング検査を受検する病院または診療所までの交通費の額
 - ② がんゲノムプロファイリング検査を受検する病院または診療所から日本国内の住居までの交通費の額
- (3) がんゲノムプロファイリング検査を受検する際に要した日本国内における宿泊費（1泊につき1万円を限度）の額

ガン遺伝子パネル検査に関する特則の付加の有無によるガン特定診療給付金のお支払対象

		ガン遺伝子パネル検査に関する特則	
		付加した場合	付加しない場合
①約款所定の評価療養による療養（先進医療は除く）		○	○
②約款所定の患者申出療養による療養		○	○
③約款所定の特定病院における自由診療による療養		○	○
④約款所定の特定病院におけるセカンドオピニオン（自由診療）		○	○
⑤ ①～④を受けるために要した交通費・宿泊費（1泊につき1万円限度）		○	○
⑥ガン遺伝子パネル検査	約款所定のがんゲノム医療中核拠点病院等において自由診療として受検したもの	○	×
	がんゲノムプロファイリング検査（公的医療保険制度の保険診療として受検したもの）（一律15万円）	○	×
⑦ ⑥を受けるために要した交通費・宿泊費（1泊につき1万円限度）		○	×

保険期間と自動更新について

- ガン遺伝子パネル検査に関する特則の付加の有無にかかわらず、**本特約の保険期間は5年です**。ただし、主契約の保険料払込期間が主契約の保険期間より短いご契約において、本特約の保険期間が、主契約の保険料払込期間を上回る場合は、本特約の保険期間を主契約の保険料払込期間まで短縮します。
- ご契約者から本特約の保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、本特約は更新されます。ただし、次のいずれかの場合には更新されません。
 - ・更新日（更新前の本特約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるとき
 - ・更新時に、三井住友海上あいおい生命が本特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- 更新後の本特約の保険期間は5年です。ただし、次のいずれかの場合は、更新後の本特約の保険期間を次のとおり変更します。
 - ・更新後の本特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえる場合、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間
 - ・更新日から更新後の本特約の保険期間満了日まで主契約の保険料払込期間満了日を迎える場合、更新日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間
- 更新後の本特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。

引受基準緩和型女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（25） 保険期間：終身 保険料払込期間：主契約と同一

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
女性疾病 入院給付金 ①	責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病で、1日以上入院されたとき	入院5日以内 女性疾病入院給付金日額の5倍 入院6日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数 〈主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合〉 入院10日以内 女性疾病入院給付金日額の10倍 入院11日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数
女性疾病 手術給付金 ②	責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病で、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき （ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除く）	1回につき 入院中の手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 外来での手術 女性疾病入院給付金日額の5倍
女性特定 手術給付金 ③	次のいずれかの手術を受けられたとき ・責任開始期以後に発病した乳ガンで、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の乳房の観血切除術 ・上記の乳房の観血切除術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術 ・責任開始期以後に発生した病気やケガで、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の子宮摘出術または卵巣摘出術	1回につき 女性疾病入院給付金日額の30倍
女性疾病 放射線治療 給付金 ④	責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき	1回につき 女性疾病入院給付金日額の10倍

① 女性疾病入院給付金

- 入院の原因を問わず、お支払事由に該当する入院を2回以上された場合、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 女性疾病入院給付金の支払限度日数は、支払限度の型により次のとおりとなります。（支払限度の型は主契約の「支払限度の型」と同一です。）

支払限度の型			30日型	60日型	120日型
支払限度日数	女性疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて（通算）	無制限		

ただし、主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加している場合は、下表のとおりです。

支払限度の型				30日型	60日型	120日型
支払限度日数	女性疾病入院給付金	約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患以外の女性疾病で入院されたとき	1回の入院につき	30日	60日	120日
			保険期間を通じて（通算）	無制限		
		約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患で入院されたとき	1回の入院につき	無制限		
			保険期間を通じて（通算）	無制限		

- 約款所定の女性疾病以外の病気やケガによる入院中に約款所定の女性疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を、その約款所定の女性疾病による入院とみなして、女性疾病入院給付金をお支払いします。

② 女性疾病手術給付金

- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。
- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられた場合で、女性特定手術給付金をお支払いするときは、その日に受けられた手術に対しては女性疾病手術給付金は**お支払いできません**。
- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、女性疾病手術給付金を**お支払いできません**。
- 医科診療報酬点数表において、「手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術」を受けた場合、その手術を受けた1日目についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。

③ 女性特定手術給付金

- 女性特定手術給付金は保険期間を通じて、次のお支払いを限度とします。
 - ・約款所定の「乳房の観血切除術・乳房再建術」「卵巣摘出術」を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回
 - ・約款所定の「子宮摘出術」を受けられた場合は1回
 - 同一の日に女性特定手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。
- ただし、女性特定手術給付金の支払限度は、それらすべての手術について女性特定手術給付金が支払われたものとみなします。

④ 女性疾病放射線治療給付金

- 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金をお支払いします。
- 女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金を**お支払いできません**。
- 血液照射（輸血用血液に対する放射線照射）は女性疾病放射線治療給付金の**お支払対象外です**。

引受基準緩和型通院給付特約（無解約返戻金型）

保険期間：終身 保険料払込期間：主契約と同一

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
通院給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（支払対象期間）中に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき	主契約の 入院給付金日額×受療日数 （支払対象期間内のお支払事由に該当した日数）

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院については通院給付金のお支払対象外です。

- ・美容上の処置による通院
- ・異常分娩以外の分娩による通院
- ・治療を主たる目的としない診断のための検査による通院
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院 等

■次の場合については、通院給付金は重複してお支払いできません。

- ・1日に2回以上通院された場合
- ・2つ以上の病気またはケガの治療のために通院された場合
- ・複数回の入院において主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いし、本特約の支払対象期間が重複した場合で、その重複する支払対象期間中に通院された場合

■主契約または他の特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日については通院給付金をお支払いできません。

■通院給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき30日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

引受基準緩和型保険料払込免除特約

保険期間：終身 保険料払込期間：主契約と同一

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
ガン	ガン給付責任開始期 ^{注1} 以後にガンと診断確定されたとき ただし、責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。）の属する日の5年前の応当日からガン給付責任開始期の前日までに、ガンと診断確定されていない場合に限りま。
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患 ^{注2} または脳血管疾患で入院されたとき
脳血管疾患	

注1 この書面の「**5** ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

リビング・ニーズ特約

保険期間：終身

リビング・ニーズ特約は、死亡保障特則を付加されているご契約に付加することができます。

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の「利息および死亡保障特則の保険料相当額」を差し引いた金額

■リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。

■特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

■保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、特約基準保険金額は、死亡保障特則の死亡保険金の金額と同額を指定することはできません。

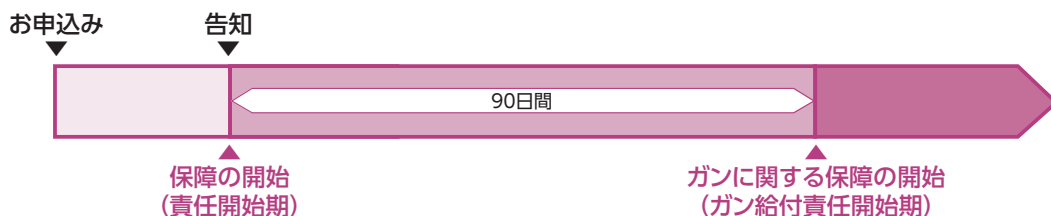
5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

引受基準緩和型三大疾病一時給付特約（無解約返戻金型）（25）、引受基準緩和型ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（25）、引受基準緩和型ガン特定診療特約（無解約返戻金型）（25）、引受基準緩和型保険料払込免除特約のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^{注1注2}からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注1 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

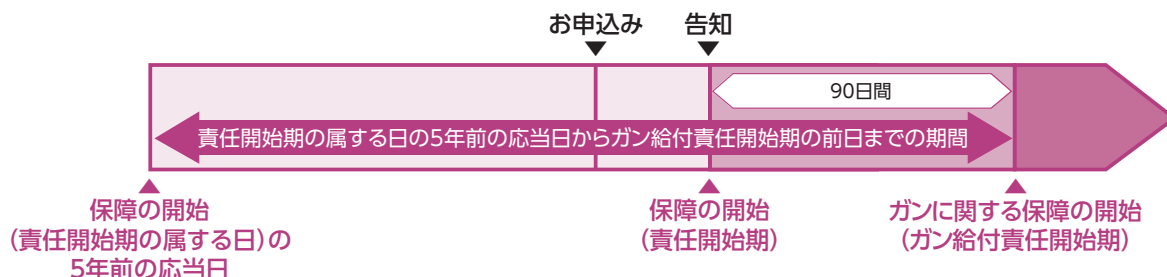
注2 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または集団と三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

※ 引受基準緩和型ガン特定診療特約（無解約返戻金型）（25）を更新された場合でも、ガンに関する保障が途切れることはありません。



6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。）の属する日の5年前の応当日からガン給付責任開始期の前日までの期間（下図の ←→ の期間）にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、次のとおりお取扱いたします。



〈引受基準緩和型ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（25）・引受基準緩和型ガン特定診療特約（無解約返戻金型）（25）の場合〉

特約は**無効となり**、ガン診断給付金・ガン特定診療給付金は**お支払いできません**。

この場合、すでに払い込まれた特約保険料はお戻しします。

※ 告知前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた特約保険料は**お戻ししません**。

〈引受基準緩和型三大疾病一時給付特約（無解約返戻金型）（25）の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガン診断給付金は**お支払いできません**。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をお戻しすることができます。

〈引受基準緩和型保険料払込免除特約の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガンの場合には保険料のお払込みを**免除することはできません**。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特約を無効とし、約款所定の金額^注をお戻しすることができます。

注 「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額」を差し引いた金額。

7 解約返戻金について

解約返戻金は、次のとおりです。

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

〈特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

9 お支払いできる場合（お支払事由）の変更について

次の場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由をその改正または変化に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

- ・法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合
- ・医療技術もしくは医療環境の変化があった場合

10 お問い合わせ先

■生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

■三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

詳細は「**注意喚起情報**」の「**お問い合わせ先**」をご覧ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「契約概要」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

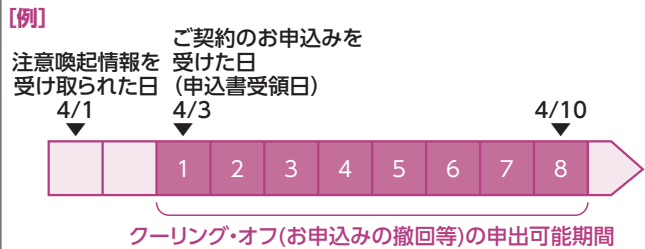


必ずご確認ください

- この保険は、健康に不安のある方も加入しやすいよう設計された医療保険のため、三井住友海上あいおい生命の他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。
- 過去に病気やケガによる入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知等をしていただくことにより、保険料の割増しがない三井住友海上あいおい生命の他の医療保険^注にご加入いただける場合があります。
注 ご加入に際し、ご契約に特別な条件がつく場合があります。

1 クーリング・オフ お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。
- 注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。
- 注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。
＜書面による方法＞
次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。
 - ・申込者等の氏名（自署）
 - ・住所、電話番号
 - ・申込番号
 - ・お申込みの撤回等をする旨
＜電磁的記録による方法＞
三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。
- 次の場合、お申込みの撤回等はできません。
 - ・三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
 - ・債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ・既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
 - ・法人をご契約者とする保険契約であるとき

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - ・社員
 - ・代理店
 - ・三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - ・給付金等のご請求の際
 - ・保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、ご契約をお断りする場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - ・給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等を**お支払いできません**。
 - ・保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料の**お払込みを免除できません**。
 - ・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を**解除することがあります**。
注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

2 健康状態等のご告知 健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

■「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお戻しできません。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

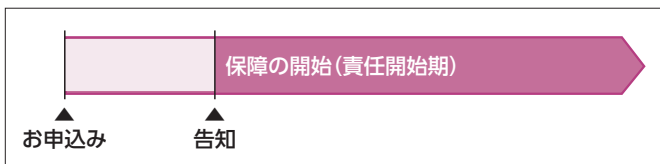
3 保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

■三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

・お申込みを受けた時 ・告知の時

※ 保険料の払込方法（経路）が団体扱、準団体扱または集団扱の場合で、団体または三井住友海上あいおい生命が事前に取り決めのうえ、責任開始期に関する特別取扱特約を付加した場合は、その取り決めた日から保険契約上の保障を開始します。この責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

なお、特約によってはご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので「契約概要」・「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



■三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

保険料のお払込み等

4 保険料は、期間内にお払込みください。

保険料の払込猶予期間について

■保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

■第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。

- ・お支払いする返戻金はありません。
 - ・無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ・次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活等について

■第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。

■万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

給付金等をお支払いできない場合

5 給付金等をお支払いできない場合があります。

■お支払事由に該当しない場合

- ・責任開始期（復活の場合は復活日）前に入院・手術等が必要であると医師により診断されていた病気を原因とする場合
 - ・責任開始期（復活の場合は復活日）前に発生したケガを原因とする場合
 - ・「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等
- ※ 以下の「お支払いできる場合／お支払いできない場合」もご確認ください。

■給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- ・責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
- ・受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等

■保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

■保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

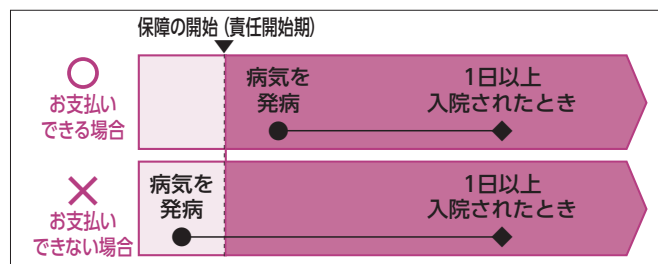
■給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

■第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

■第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

お支払いできる場合／お支払いできない場合

【例】疾病入院給付金をお支払いできる場合／お支払いできない場合
責任開始期前に発病した病気を原因として、お支払事由（1日以上入院されたとき）に該当した場合には、疾病入院給付金をお支払いできません。



責任開始期前に発病した病気を原因とする入院であっても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院の場合
 - ・入院の原因となる病気について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
- ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ・責任開始期前に発病した病気が次のいずれかに該当したことにより、責任開始期以後に初めて入院が必要になったと医師によって診断された場合
 - ・責任開始期以後にその病気が悪化したこと
 - ・責任開始期以後にその病気と医学上重要な関係のある病気を発病したこと
- ただし、責任開始期前に、その入院が必要であると医師により診断されていた場合を除きます。

※ 原則、他の給付金等についても、同様の取扱いとなります。
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

解約と解約返戻金

6 解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

■お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

■解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※ 解約返戻金については、「契約概要」・「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。

※ ご契約の内容等によっては、給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7 保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「**告知の内容が事実と相違する場合について**」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に発生した病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
※ ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお支払いいただく必要があります。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途追加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

給付金等のご請求

9 給付金等のご請求の際はすみやかに三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または**三井住友海上あいおい生命ホームページ**(<https://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。ただし、この書面の「**5 給付金等をお支払いできない場合**」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

給付金等の代理請求

10 代理人が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。

- 次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - ・被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - ・被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター
	TEL 0120-324-386 (無料)
受付時間	月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先	一般社団法人 生命保険協会
	ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

- 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ・保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
 - ・三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務また、三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&ADインシュアランスグループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

3.三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4.三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5.三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は「**ご契約のしおり**」または**三井住友海上あいおい生命ホームページ**(<https://www.msa-life.co.jp>)をご確認ください。)を同協会に登録し、利用することがあります。

注1「**ご契約のしおり**」の「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」についてをご確認ください。

注2「**ご契約のしおり**」の「**支払査定時照会制度**」についてをご確認ください。

6.三井住友海上あいおい生命およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスやMS&ADインシュアランスグループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ**(<https://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。
ご契約時にいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

特 徴

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

「Web約款」の閲覧方法

1 QRコードまたはURLから 直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/customer/msa/yakkan/2026-0140.pdf>

2 三井住友海上あいおい生命 ホームページから閲覧

- 1 インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- 2 トップページ「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- 3 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2026-0140

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

冊子版

冊子版をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「ご契約のしおり・約款の受領方法」欄より選択ください。
選択欄にご記入がない場合は、Web版（Web約款）での閲覧（受領）となります。

※ 保険証券が到着した時点で、「ご契約のしおり・約款」がお手元に届かない場合は、取扱代理店までご連絡ください。

※ 「ご契約のしおり・約款」をお申込手続前に受け取りたい場合は、取扱代理店までご連絡いただくか、Web版にて内容をご確認ください。

M E M O

■死亡保障特則のお申込みについて

法人募集代理店およびその特定関係法人の役員・従業員は、法律上の規制により、当該代理店から本特則をお申込みいただけない場合があります。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。
※ ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。
※ 詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B2774 78,600 2025.04.01 (新) 62 2025-A-9062 (2026.3.2)